



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

# 宅建かわわ

第202号(新年号)

# 2017年 年頭の挨拶

会長 日下 雅彦



新年あけましておめでございます。

会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に関し格段のご支援ご協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、本年度の協会事業でございますが、事業計画に基づき順調に執行されているところです。

昨年は、宅地建物取引業法の改正がなされました。

既に会員皆様もご承知のことと思われませんが、国の住宅施策に関しては、既存の資産を有効活用するストック重視型社会への転換に向け様々な施策が実施されております。

今回の法改正の中にも、住宅の流通促進とりわけ、中古住宅の流通促進を図るため、消費者の不安要因を解消する意味において建物検査の実施に係る項目の追加等が盛り込まれております。

また、昨年11月からは住宅ストック循環支援事業に基づき補助金の交付が行われるなど、本格的な取り組みが実施されているところです。

不動産業界を取り巻く環境も新たな局面を迎えていると考えているところであり、的確な情報提供を内外に向け行っていきたいと思います。

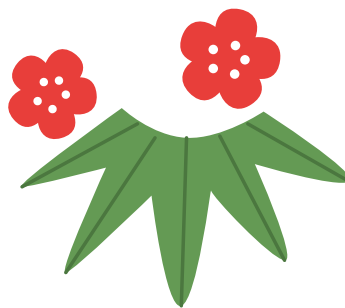
このような中で、本年は当協会が設立され50周年を迎えます。

これまで50年間当協会が会員皆様と共に歩んできた歴史を改めて認識するとともに、今後未来に向け如何に歩んでいくかを考えていかなければなりません。

住まいに対し、依頼者皆様が私どもに要請している事柄に関し、様々な角度からご提案が行えるよう知識の習得と、正しい情報の入手が行える環境の整備に力を注いでいく所存です。

先程も少し触れましたが、業法改正の中に努力義務ではございますが、業界団体に対しより一層の教育研修の場を設けるという項目も盛り込まれておりますので、今後もあらゆる機会を通じ研修の場を設けていきたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

新たな年を迎えるにあたり、本年が会員皆様にとって素晴らしい年でありますことをご祈念申し上げます。



## 2017 迎 春

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

会長	日下 雅彦	常務理事	金森 幹子	理事	佐野 観右	理事	松下 朝善	理事	豊島 義則
専務理事	杉野 温	常務理事	吉田 宏基	理事	塩崎 孝博	理事	岡 知徳	理事	塩田 和秀
副会長	松野 誠寛	常務理事	豊島 秀雄	理事	喜多 信	理事	喜久山 知哉	理事	谷口 英二
副会長	加内 雅彦	常務理事	多田 和照	理事	樋口 範明	理事	大西 一正	理事	香川 政司
副会長	松原 典士	常務理事	長尾 昌治	理事	田中 良幸	理事	松本 信一	理事	細川 耕助
		常務理事	大谷 雅昭	理事	大林 茂宣	理事	間嶋 三郎	理事	五味 賢三
		常務理事	吉田 孝一	理事	古家 敬三	理事	朝倉 康博	監事	宮西 信雄
				理事	久米井 好美	理事	藤川 恭弘	監事	森口 豊
				理事	友國 裕典	理事	大林 修一	監事	中原 弘
				理事	岡崎 進	理事	岩井 勝英	監事	新名 均

# 新しい年を迎えて

香川県知事 浜田 恵造



明けましておめでとうございます。

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会におかれましては、公正で円滑な不動産取引の推進はもとより、不動産に関する無料相談や不動産業開業支援セミナーの開催など、消費者の利益の保護と業界の健全な発展に向けたさまざまな活動を展開し、地域社会の発展に大きく貢献されており、深く敬意を表します。

また、住宅行政をはじめ、移住促進のための空き家バンク「かがわ住まいネット」の運営など、県政の推進にご理解とご協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

現在、我が国は、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、大きな岐路に立っています。

こうした中、香川県では、新たな香川づくりの指針として、「新・せとうち田園都市創造計画」に沿って、「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」の三つの基本方針のもと、人口減少の克服や地域活力の向上につながる効果的な施策を重点的に進めています。

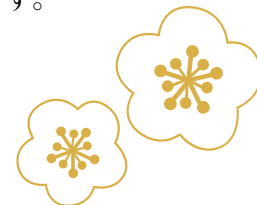
なかでも、「信頼・安心の香川」では、住宅が、家族と暮らし、憩い、安らぐことのできるかけがえのない生活基盤であることを踏まえ、これまで

の耐震診断や耐震改修に要する経費への補助のほか、今年度から新たに、一部屋だけの耐震化を行う耐震シェルターや耐震ベッドの設置などにも補助を行うなど、耐震化の一層の促進に努めています。また、市町と連携して、老朽危険空き家の除却に対する支援などにも取り組んでいます。

皆様方には、今後とも、良質な住宅の供給と公正で円滑な不動産の流通を通じて、県民の皆様が安心して暮らすことのできる住環境の実現に一層のご尽力をいただきますようお願いいたします。

また、本県では、依然として交通死亡事故が多発しておりますので、交通安全にご留意されますようお願いいたします。

本年が、明るく希望に満ちた年になるよう願いますとともに、香川県宅地建物取引業協会のみならず、皆様方のご健勝、ご多幸をお祈りいたします。



## 2017 迎 春

事務局

局長 飯沼 直	次長 久保 雅子	課長 葛西 修	主任 糸瀬 郁代	主任 妹尾 清子
主任 須和 優子	職員 岩佐沙緒里	職員 島 麻実	職員 古川 愛	

## 平成28年度 第4回理事会議事録抜粋

平成28年10月26日(水)午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、平成28年度第4回理事会が開催された。

理事総数 38名 出席理事数 36名

監査総数 4名 出席監査数 4名

松原総務・財務委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

日下会長が議長に就任し、規約により議事録署



名人は会長及び出席監事とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入り全議案が承認可決された。

議 題

(公社) 香川県宅地建物取引業協会

【報告事項】

- 1 全宅連等中央報告
- 2 入会審査開催報告
- 3 各委員会報告
- 4 その他  
各種要望事項について

【承認事項】

- 1 平成28年度中間決算報告について
- 2 協会創立50周年記念誌編纂内容について
- 3 その他

## 平成28年度新規開業予定者支援セミナー開催

平成28年11月24日(木)午後1時30分より香川県不動産会館3階大会議室において、平成28年度第2回新規開業予定者支援セミナーが開催された。

不動産鑑定士の松岡良幸先生には「不動産業界の現状と今後の展望」を講演いただき、日本政策金融公庫高松支店より萩森学治課長代理に創業融資制度の説明をいただいた。

また、高松光洋地区の(株)ハウシード 藪木秀則氏に現役不動産業者の体験談を講演いただき、セミナー終了後の個別相談にも参加者は熱心に相談をされていた。

今回は、不動産業界に興味を持たれている12名の方の参加をいただいた。



## 香川暮らし&仕事発見フェア

平成28年11月23日(水)、東京ソラマチスペース634で香川へ移住を考えている方、就職を考えている方などを対象に、「香川暮らし&仕事発見フェア」が開催され協会から昨年に引き続き松原総務・財務委員長が参加した。

香川県が主催したもので移住相談、就職相談、子育て相談に県職員が、住いの相談に(公社)香川県宅地建物取引業協会などが対応、協会窓口には昨年より多い19組の方が訪れた確かなアドバイをして好評を得た。

その他香川県出身の桂こけ枝による名司会で昨年のフェアに参加し香川県へ移住をした方などの座談会や県内企業10社のPRタイムもたくさんの方が参加し関心を持って聞いておられた。





## 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会研修会開催

一般社団法人全国賃貸不動産業協会主催の研修会が11月14日(月)香川県不動産会館で行われた。

研修会のメインテーマには昨今社会問題となっている「賃貸管理業と相続について～相続と民事信託の基礎知識～」や「家賃滞納問題への対応」を取り上げ行った。

また、昨今賃貸不動産管理に係る相続問題が全国的に増加しており、トラブル防止の観点から民事信託の活用が注目されており、研修会では相続に係る基礎的な解説とともに、昨今話題に上ることの多い民事信託について解説を行った。



いずれも賃貸不動産管理業務の実務に即した内容となっており、受講した29名の方々は熱心に聴講していた。

## 全国賃貸不動産管理業協会 入会のご案内



全宅連が母体となって設立した一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会(通称「全宅管理」)は、原状回復や家賃滞納問題、空室率の増加など不動産賃貸業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、管理を媒介の延長・付随業務にとどまらない完全に「独立した業務」として確立することを目指しています。

事業のご案内 — 会員の方々限定で各種のサポート事業を行っています。

- 協会HP・会報誌・ファックス・メールマガジンにて賃貸管理関連トピックス等の情報提供を定期的実施しています。
- 200種類以上の様々なオリジナル賃貸不動産管理関係書式が、協会HPの会員専用ページから入手できます。
- 賃貸管理業務に必要なノウハウが網羅された「**賃貸不動産管理業務マニュアル**」などの実務に役立つ各種出版物を発行し、無料配布または会員価格で提供しています。
- 毎週実施中の顧問弁護士による**電話法律相談**で法的・実務的なアドバイスが得られます。
- 現場での経験を踏まえた対応策など実務者講師等による会員研修会を実施しています。
- 管理者の過失による損害賠償請求に備えた「**賃貸管理業賠償責任保険**」に自動的に加入となります。
- 水洩れ事故など入居者からの緊急連絡等を管理者に代わり対応する「**夜間・休日サポート**」を会員価格で利用できます。
- オーナーに対する月次管理報告書等や事業収支提案書作成のためのパソコンソフトを会員価格で提供しています。
- 入居申込者の信用力を照会できる入居者と信システムや家賃保証システムが利用できます。 など

入会金・年会費

入会金 20,000円 年会費 24,000円 (月額2,000円×12ヶ月分)

ご入会の手続き

- ① 下記ホームページまたは香川県宅建協会(087-823-2300)宛にご連絡いただければ入会申込書をお送り致します。その申込書に必要事項を記入いただき、全宅管理宛に郵送またはファックス(FAX: 03-5821-7330)にてご送付ください。
- ② 入会申込書の到着が全宅管理にて確認できましたら、全宅管理より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

# 住宅ストック循環支援事業について

若者の住居費負担の軽減、良質な住宅ストックの形成及び既存住宅流通・リフォーム市場の拡大を図るため、インスペクションを実施し、既存住宅売買瑕疵保険に加入する既存住宅の取得や、耐震性が確保されたエコリフォーム、一定の省エネ性能を有する住宅への建替えの取組に対して、国がその費用の一部を補助します。

- 持ち家の省エネ性を高めたい
- 既存住宅を購入して、省エネ性能を高めたい

- 若者が手頃な既存住宅を安心して購入したい
- あわせてエコリフォームもしたい

- 耐震性のない住宅を省エネ性能の高い住宅に建替えたい

	1. 住宅の <b>エコリフォーム</b>	2. 良質な <b>既存住宅購入</b>	3. <b>エコ住宅への建替え</b>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>エコリフォームを実施すること</u></li> <li>● <u>リフォーム後に耐震性が確保されること</u></li> </ul> ※年齢制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若者(40歳未満)が<u>既存住宅を購入すること</u></li> <li>● 売買に際して、<u>インスペクションを実施し、既存住宅売買瑕疵保険に加入すること</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>耐震性のない住宅を除却すること</u></li> <li>● <u>エコ住宅に建替えること</u></li> </ul> ※年齢制限なし
補助事業者	リフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅建業者(買取再販等)</li> <li>● インスペクション事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業者(注文)</li> <li>● 宅建業者(分譲)</li> </ul>
補助対象	<input type="checkbox"/> エコリフォーム	<input checked="" type="checkbox"/> インスペクション <input type="checkbox"/> エコリフォーム	●エコ住宅の建設
補助額	<input type="checkbox"/> リフォーム工事内容に応じて定める額(定額)	<input checked="" type="checkbox"/> インスペクション 5万円/戸 <input type="checkbox"/> リフォーム工事内容に応じて定める額(定額)	●30万円/戸(認定長期優良住宅やさらに省エネ性能の高い住宅の場合は、40万円/戸又は50万円/戸)
限度額	30万円/戸 ※耐震改修を行う場合は45万円/戸	50万円/戸(インスペクションとエコリフォームの合計額) ※耐震改修を行う場合は65万円/戸	50万円/戸

## 制度の趣旨・目的

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)

### 第2章 取り組む施策

(関連部分抜粋)

#### I. 一億総活躍社会の実現の加速

#### (3) 社会全体の所得と消費の底上げ

#### ⑤ 既存住宅流通・リフォーム市場等の活性化

建物状況調査(インスペクション)の実施と瑕疵保険への加入を促進するなど、若者による既存住宅の取得を支援する措置を新設する。

耐震性を確保しつつ、省エネルギー性能を高めるリフォームや建替えを支援する措置を新設する。

良質な既存住宅の市場流通を促進し、若者の住居費負担の軽減及び既存住宅流通市場の拡大  
耐震化率・省エネ適合率の向上等良質な住宅ストックの形成及びリフォーム市場の拡大

# 1. エコリフォームに対する支援の概要

持ち家の省エネ性能を向上させるリフォーム（エコリフォーム）に対して補助します。リフォーム後の住宅が耐震性を有することが条件です。

## 対象工事

①～③のいずれか1つが必須、かつ①～③の補助額の合計が5万円以上  
原則として、国の他の補助制度との併用は不可

- ① 開口部の断熱改修<sup>\*1</sup>（ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換）
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修<sup>\*1</sup>（一定量の断熱材を使用）
- ③ 設備エコ改修<sup>\*1</sup>（エコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事）

**【エコ住宅設備】太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓**

✦ ①～③のいずれかと併せて実施する以下の改修工事等も対象

- ④ 併せて対象とするリフォーム等
  - A. バリアフリー改修（手すり設置、段差解消、廊下幅等の拡張）
  - B. エコ住宅設備の設置<sup>\*1</sup>（1種類又は2種類の設置）
  - C. 木造住宅の劣化対策工事<sup>\*2</sup>（土間コンクリート打設等）
  - D. 耐震改修
  - E. リフォーム瑕疵保険への加入

※1 ①、②の断熱改修及び③、④-Bのエコ住宅設備は、事務局に登録された製品のみが対象

※2 リフォーム瑕疵保険に加入するものが対象

## 補助額

実施したエコリフォームの工事内容に応じた補助額（下表）の合計額を補助

対象工事等	内容	補助額(円)	備考		
① 開口部の断熱改修	ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換	3,000～25,000/箇所	合計額が50,000円以上であること		
② 外壁の断熱改修 屋根・天井の断熱改修 床の断熱改修	住宅の建て方、断熱材の区分に応じて定める断熱材使用量以上のもの。( )内は部分断熱の場合。	120,000(60,000) 36,000(18,000) 60,000(30,000)			
	設備エコ改修 (右欄のエコ住宅設備のうち3種類以上を設置するもの)	太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機 節湯水栓		24,000 3,000	
④ 併せて対象とするリフォーム等	A. バリアフリー改修	手すり設置、段差解消 廊下幅等の拡張	6,000 30,000	各1カ所のみ対象	
	B. エコ住宅設備の設置	1種類又は2種類の設置	設備エコ改修に同じ		
	C. 木造住宅の劣化対策工事	小屋裏	小屋裏換気口設置	8,000	リフォーム瑕疵保険に加入するものに限る
			小屋裏点検口設置	3,000	
		浴室・脱衣室	浴室ユニットバス設置	30,000	各1カ所のみ対象
			脱衣室の耐水性仕上げ	8,000	
	廊下等	外壁の軸組等及び土台の防腐防蟻措置	20,000	各1カ所のみ対象	
土間コンクリート打設		120,000			
D. 耐震改修	耐震改修	150,000	1戸当たり		
E. リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険への加入	11,000	1契約当たり		

## 補助限度額

30万円/戸（耐震改修を行う場合 45万円/戸）

## 2. 既存住宅の購入に対する支援の概要

若者による既存住宅の購入において、インスペクションや購入時に行うエコリフォームに対して補助します。インスペクションの実施、既存住宅売買瑕疵保険への加入が条件です。

### 補助対象

※本事業におけるインスペクションは、「既存住宅インスペクション・ガイドライン(国土交通省平成25年6月)」に沿って、建築士により実施される既存住宅の現況調査をいいます。

- ① インスペクション 依頼主に費用負担が生じるもの (自身が行うものは補助対象外)
- ② エコリフォーム エコリフォームの対象工事に同じ

### 補助額

- ① インスペクション 5万円/戸
- ② エコリフォーム エコリフォームの補助額に同じ

### 補助限度額

**50万円/戸**

(耐震改修を行う場合 65万円/戸)

#### 【住宅の売主・買主の皆様へ】

- ※ 既存住宅売買瑕疵保険は、個人の売主・買主が自ら加入する保険ではありません!
- ※ 売主の宅建業者やインスペクションを行う検査事業者等が加入します。

## 3. エコ住宅への建替えに対する支援の概要

一定の省エネ性能を有する住宅(エコ住宅)の建築(建替え)に対して補助します。耐震性のない住宅を除却することが条件です。

### 補助対象

### 補助額

エコ住宅の満たすべき省エネ性能と補助額の関係

#### (1) 非木造住宅…トップランナー基準以上

省エネ性能のレベル (各欄のいずれか)	一次エネルギー消費量等級5 トップランナー基準 <b>BELS☆☆☆</b>	<b>BELS☆☆☆☆</b>	<b>BELS☆☆☆☆☆</b>
その他の性能			
下記以外	30万円/戸	40万円/戸	50万円/戸
認定長期優良住宅	40万円/戸	50万円/戸	50万円/戸

#### (2) 木造住宅…省エネ基準以上

省エネ性能のレベル (各欄のいずれか)	一次エネルギー消費量等級4 断熱性能等級4 <b>BELS☆☆</b>	一次エネルギー消費量等級5 トップランナー基準 <b>BELS☆☆☆</b>	<b>BELS☆☆☆☆</b> <b>BELS☆☆☆☆☆</b>
その他の性能			
下記以外	30万円/戸	40万円/戸	50万円/戸
認定長期優良住宅	40万円/戸	50万円/戸	50万円/戸

### 補助限度額

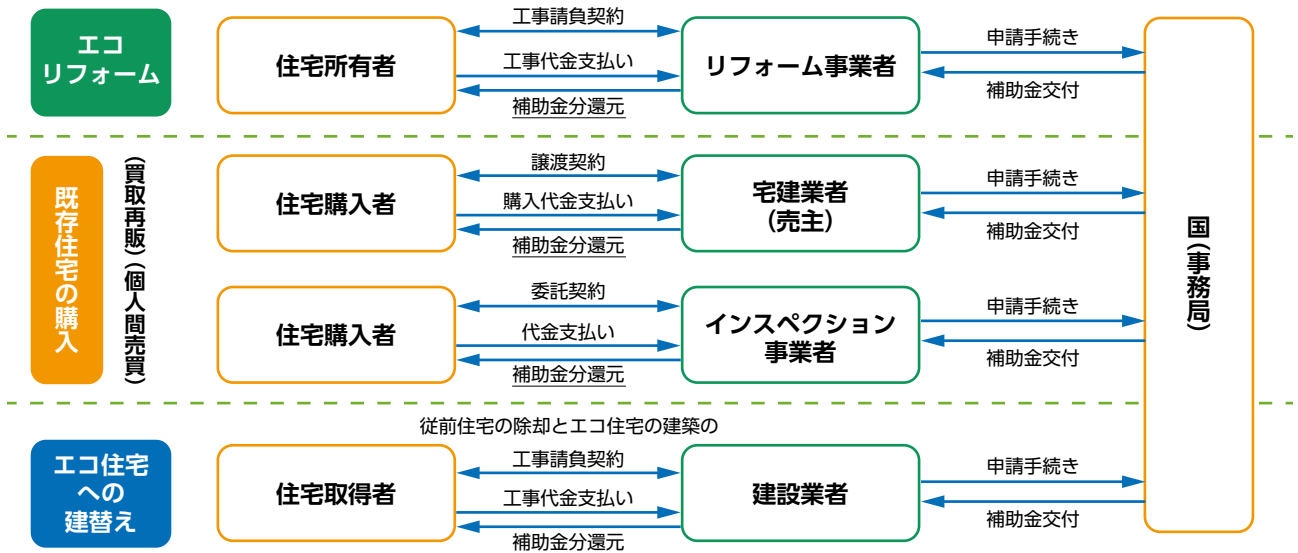
50万円/戸



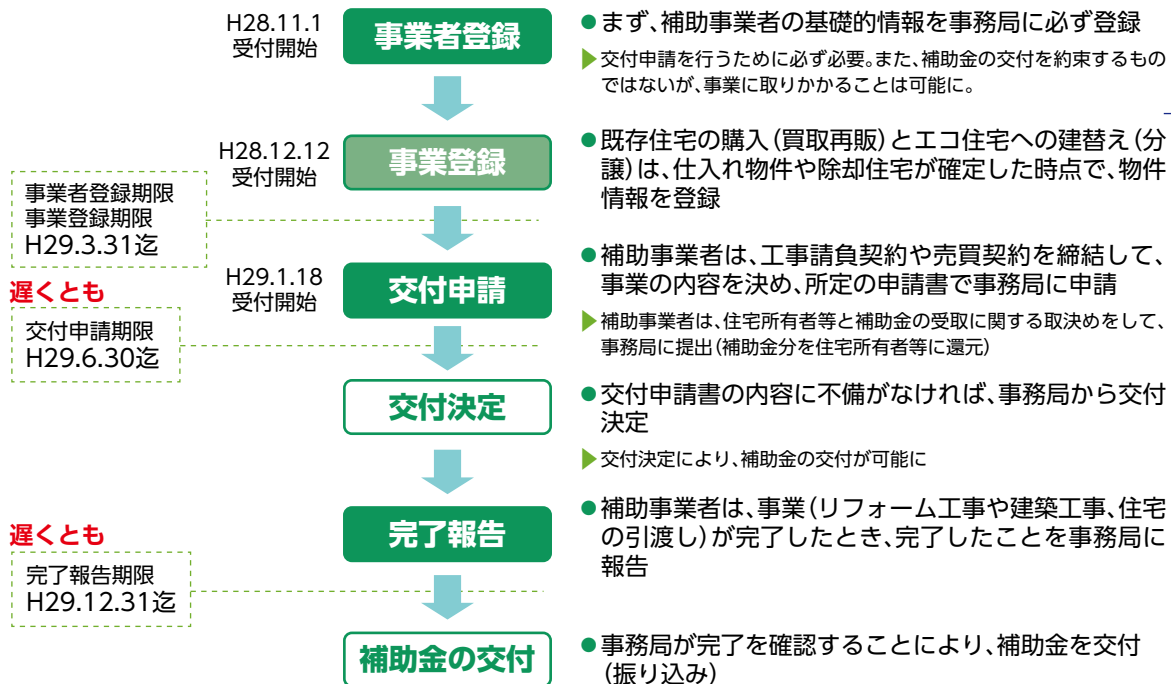
# 補助金の申請手続き等

## 補助事業における事業者の役割

- 事業者の方々に、補助事業者として、申請手続き等を行っていただきます。
- 補助金は、住宅所有者等に、全額を還元していただきます。



## 申請手続きの流れ (期日は予定)



注) 1住宅1申請のみ受付(ただし、エコリフォームが実施されていない既存住宅の購入に係る住宅について、購入者がエコリフォームを実施する場合は、“既存住宅の購入”と“エコリフォーム”の2申請を受付。)

### 【お問い合わせ先】

住宅ストック循環支援事業事務局  
TEL 0570-069-888  
ホームページ <http://stock-jutaku.jp>

国土交通省住宅局住宅生産課  
TEL 03-5253-8111 (代表)  
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>

第3回

# 土地差別問題について

今回は、「同和問題」の中においても、我々が宅建業を営む上で、とりわけ関わりの深い「土地差別問題」について取り上げてみたいと思います。

## 土地差別調査事件とは

「土地差別調査事件」とは、マンションなど建設予定地周辺の立地条件を調査するリサーチ会社が、地域評価や価格動向などを調査した際、同和地区の所在地などの情報を「同和問題に関わってくる地域」などの表現を用いて、広告代理店や開発業者などの依頼者に報告していたという事件で、2007（平成19）年に大阪府で発覚したものです。

この事件について、大阪府などが実施した調査結果によれば、これまで二十数年にわたり、土地差別問題の解決に向けて、様々な啓発などに取り組んできたにもかかわらず、

- ①宅地建物取引の場で同和問題や人権問題に対する認識や理解が十分でなく、部落差別や人権侵害を助長する行為が行われていたこと。
- ②このような調査が行われる背景として、住民の中に同和地区にある土地や同和地区を校区に含む土地を避けようとする意識が未だに存在していること。

という2つの問題点が浮かび上がってきました。

また、この事件では、「精神病院や障害者施設が点在している地域」や「在日外国人が多く住んでいる地域」についても、同じような表現を用いた報告が行われていたことや、賃貸住宅の入居に際して、申込者が障害者、高齢者、外国人、母子（父子）家庭などという契約の履行に直接関係のないことを事由として、入居を断られた事例があることも分かっています。

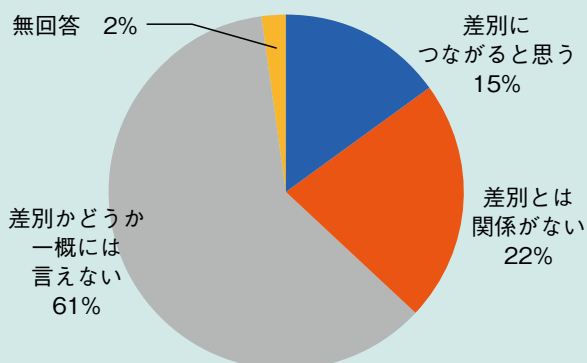
## 宅建業者を対象としたアンケート調査結果(平成22年)

大阪府で発生した「土地差別調査事件」を受けて、香川県においては、宅地建物取引の場における人権問題の実情を把握するため、県と当協会などの業界団体とが連携して、2010（平成22）年に、宅建業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

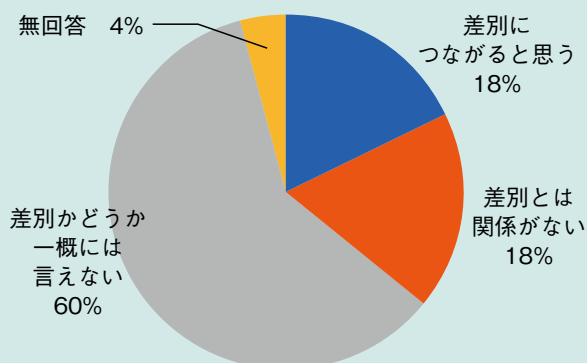
この調査結果を見てみると、「取引物件に関して、同和地区であるか質問を受けたことがあるか」との問いに、36%が「質問があった」と回答しています。

### ■人権問題に関するアンケート結果(平成22年10月香川県実施)【抜粋】

Q 取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問をすることについて、どう考えるか。



Q 取引物件が同和地区であるかどうかを教えることについて、どう考えるか。



## 宅建業法第47条の解釈と運用

宅地建物取引業法は、第47条において「重要な事実の不告知」を禁止していますが、顧客からの「同和地区に関する問い合わせ」に対しては、たとえ宅建業者が回答しなくても、同法第47条に抵触しないという解釈が示されています。(平成22年5月18日衆議院国土交通委員会大臣答弁)

土地や建物など取引する物件が同和地区にあるかどうかを調べたり、買主など取引関係者からの問い合わせに対して、同和地区であるかないかを答えたりする行為は、差別や人権侵害につながる恐れのある行為です。

### 国土交通委員会の会議録議事情報【衆議院ホームページ掲載】

#### 「第174回国会衆議院国土交通委員会議事録第20号(平成22年5月18日)」(抜粋)

○前原国務大臣『……取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなければ宅建業法四十七条に抵触するかどうかの問い合わせがあるかどうかということも聞いております。これは、答えを言いますと、抵触するかどうかというのは、抵触しないわけです。そんなことは答えなくていいというのが宅建業法の四十七条であります……』

## 宅建業者の社会的責務

我々、宅建業者は、憲法で保障された「居住・移転の自由」にかかわる重要な業務に従事しています。日々の業務の執行に関しては、常に「基本的人権の尊重」を十分に理解し、認識していかなければなりません。

予断と偏見に基づく問い合わせなどに対しては、人権を尊重する視点に立って、毅然とした対応をし、顧客や家主に対しては、様々な人権問題についての正しい理解と認識を持っていただけるよう、日頃から十分な説明に努めなければならないのです。

### 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について(国土交通省通知) 〈その他の留意すべき事項〉

#### 1 宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について

宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の状況を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、宅地建物取引士等の従事者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある。

次回は、シリーズ最終回となります。

「人権尊重社会の実現」をめざしての様々な取り組みについて考え、締めくくりたいと思います。

# 税務署からのお知らせ

## 1 不動産の取引明細書の提出について

平成28年1月1日から平成28年12月31日の間の不動産の取引状況について、「不動産の取引明細書（1 売買・交換取引の媒介、2 賃貸借取引の媒介等）」の提出を平成29年1月20日(金)までをお願いします。

なお、取引明細書の用紙は、県内各税務署より12月下旬に送付する予定にしております。

## 2 相続税及び贈与税の改正について

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の申告が必要となります。

平成27年1月1日以後に相続が開始した場合の基礎控除額は、3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) となります。

例えば相続人が、配偶者（夫又は妻）と子供2人の場合には、3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円となります。

国税庁ホームページでは、相続税の申告が必要かどうか、おおよその判定を行うことができる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

「相続税の申告要否判定コーナー」では、画面の案内に従い、法定相続人数や相続財産や債務の価額等を入力することにより、相続税の申告が必要かどうか、おおよその判定を行うことができます。

**国税庁ホームページアドレス**

[【http://www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)

## 3 e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用について

e-Taxでは、自宅やオフィス等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。（ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、電子申告等をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。利用可能金融機関は国税庁ホームページをご覧ください。）

### (1) e-Taxのメリット

- ・ 所得税の確定申告において、その記載内容を入力して送信することにより、源泉徴収票や

医療費の領収書などの添付を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）

- ・ 還付金を早く受け取ることができます。
- ・ 所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能です。
- ・ 確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易で正確に申告書を作成することができます。

### (2) 納税証明書のオンライン請求

自宅等からe-Taxを利用して納税証明書のオンライン請求を行い、税務署窓口において書面で受け取る場合は、書面による請求よりも手数料が安く、窓口での待ち時間が短いといったメリットがありますので、ぜひご利用ください。

なお、税務署窓口で納税証明書をお渡しする際に本人確認をさせていただきます。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

**e-Tax ホームページアドレス**

[【http://www.e-tax.nta.go.jp】](http://www.e-tax.nta.go.jp)

## 4 平成28年分所得税及び復興特別所得税、個人事業者の方の消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について

### (1) 申告・納付について

所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告・納付の期限は、平成29年3月15日(水)となっております。

また、個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、平成29年3月31日(金)となっております。

### (2) 「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成

申告書などを作成するときは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書、個人事業者の方の消費税及び地方消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書、贈与税の申告書などが作成できます。作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により郵送で提出することもできます。

## 5 振替納税について

申告所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税について「安全・確実・便利」な振替納税をお勧めしております。

振替納税は、「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われます。金融機関や税務署に出向く必要もなく預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができます。

なお「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」用紙は、税務署及び金融機関に備え付けているほか、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○平成28年分振替納付日

- ・申告所得税及び復興特別所得税  
平成29年4月20日(木)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者)  
平成29年4月25日(火)

## 6 公売について

国税局や税務署では、差し押さえた不動産などの財産を入札によって売却する「公売」を行っています。

公売は、原則どなたでも参加することができます。

公売財産に関する情報は、国税局、税務署の掲示板に掲示される公売公告や国税庁ホームページ「公売情報」【<http://www.koubai.nta.go.jp>】をご覧ください。

## 7 社会保障・税番号制度について (マイナンバー)

### (1) 制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されています。

税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

なお、申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必

要ですが、ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となります。

### (2) 個人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されており、その利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

### (3) 法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されています。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

また、法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

### (4) 特定個人情報の保護措置の必要性

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

### (5) 個人番号・法人番号の利用に関するFAQ

国税庁ホームページでは、申告書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載しなければならない対象者、申告書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載時期、法定調書提出義務者等(個人番号関係事務実施者)における本人確認方法など、国税分野における個人番号・法人番号の利用に関するFAQを掲載しています。

FAQでは、本人確認や法定調書などに関する情報を掲載しておりますので、ご利用ください。



マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」

# 日本百名山への挑戦（その4）

総務・財務委員長 松原典士

現在国内で16件の文化遺産と4件の自然遺産合わせて20件が日本の世界遺産リストに登録されている。

今回はその一つ平成26年6月世界遺産一覧表に記載された日本最初の本格的な器械製糸工場富岡製糸場見学とさぬき里山会として40座目となる日本百名山赤城山へ挑戦した。

1日目は富岡製糸場バス駐車場から観光客でにぎわっている通りを抜けると正面入り口で結構喋りのうまいガイドが待っていてくれた。先ず国宝に指定されている東置繭所で富岡市イメージキャラクター「お富ちゃん」と集合写真に納まる。

明治維新を迎えたばかりの政府は明治3年近代国家設立のため、殖産興業政策に基づき西欧の先進技術を導入して本格的な器械製糸工場の建設計画をたてた。その当時、輸出品の要であった生糸の品質改良と大量生産を可能とする器械製糸に目を付け、技術を国内に広めるために設立した官営模範製糸場、それが富岡製糸場だ。

ガイドの説明によると、この地は昔から養蚕が盛んで繭が確保でき、工場建設用の広い土地がありその土地に川が隣接していて製糸に必要な水の確保が容易で燃料の石炭も近くで採れたことと、何ととっても外国人指導の工場建設に地元の同意が得られたことであった。

工場建設に技術指導として器械製糸の先進国フランスの技術者を招いた。当初、工女募集をしてもなかなか人が集まらなかった。それは、フランス人の飲むワインを血と思い込み、生き血をとられるというデマが流れたためだそう。初代製糸工場長の娘を工女第1号として採用し範を示すなどしたため、当初予定より遅れて明治5年10月から操業が開始となった。

官営工場として創業された製糸場は明治26年10月に民間企業に払い下げされ昭和62年3月に操業停止されるまでの115年間休むこともなく製糸工場として活躍し続け一貫して生糸の生産が行われた。操業停止後も今日まで保存管理され建築物は創業当初のまま残されていて平成17年9月に国指定史跡となり平成18年7月に建造物のうち9件が国指定文化財となっている。

国宝に指定されているのは東・西置繭所と操糸所。重要文化財に指定されているのは検査人館・女工館・指導者として雇われたフランス人ポール・ブリュナが家族と暮らしていた住居首長館などで見どころいっぱいであった。

2日目、観光組4人と登山組26人に分かれ我々登山組は6時にホテルを出発、途中うねりくねったドライブコースをバスが大きくバウンドし頭を打ちそうになりながらやっとの思いで1時間後に駒ヶ岳登山口の「あかぎ広場前駐車場」に着いた。

群馬県を代表する赤城山は榛名山、妙義山と並んで上毛三山の一つに数えられ、有史以前の火山峰である。山の基底部の直径は20~30kmに及び、裾野の面積は富士山に次いで日本で二番目に広いとされその山容は実に美しい。最高峰の黒檜山をはじめ駒ヶ岳、長七郎山、荒山、地藏岳、鍋割山、鈴ヶ岳を総称して赤城山と呼び日本百名山に指定されている。

赤城山の山名は、日光男体山の大蛇と赤城山の大ムカデが領地をめぐる戦いを起こした伝説に由来する。戦いで傷を負って逃げ帰った大ムカデの血潮で、山が真っ赤に染まったことから赤木「赤城」山と呼ぶようになったと伝えられている。



世界遺産 富岡製糸場

今回は赤城山の最高峰黒檜山（標高1827.6m）と駒ヶ岳（標高1685m）を目指した。

天候は快晴。清々しい空気を胸いっぱい吸い込み登山準備にかかる。大沼を眺めながら準備体操で体をほぐしスタートを切る。

駒ヶ岳登り口を横目に大沼の東岸沿いに車道を歩く。紅葉真っ盛りで気分も上々、湖畔途中朱塗りの橋がポイントになっている赤城神社で登山の安全を祈願、間もなく黒檜山登山口に着いた。



いきなりの急登

登山道に入るなりいきなりの急登、噴石や溶岩の固まったような大岩が点在して登りづらい。しかし鮮やかな紅葉に気分も癒され一人ひとりに声をかけながら一歩また一歩と前進した。



紅葉の中をスタート

途中サラサドウダンが葉を真っ赤に染め、山肌の紅葉にアクセントを添えている。やがて尾根道となり南側の視界が開けてきた。遠くに小沼も望むことができ、対照的に眼下の大沼が実に美しい。

140km先には富士山がくっきり望むことができた。やはりどの山に登っても富士山は気になるし元気の源にもなる。



140km先 富士山

尾根伝いに登り切ると黒檜山と駒ヶ岳を結ぶ分岐に出て北へ折れてササ道を



富士山遠望



主峰黒檜山頂

更に進むと赤城山の主峰黒檜山頂に着いた。

少し休憩を取り駒ヶ岳に向う。途中「日本一の関東平野が望める絶景ポイント」の看板に曳かれ回り道をしたが登山の醍醐味を味わうことができ満足感に浸ることができた。



赤城 駒ヶ岳

御黒檜大神の祠の前で手を合わせ登山の無事を改めて祈る。駒ヶ岳までアップダウンはあったものの今回の登山はすこぶる快調に進んだ。

駒ヶ岳近くの立て看板に赤城山の活動が紹介されていた。それによると「最後の噴火から2万数千年がたっていて、噴火の始めころは溶岩もゆっくり流れ穏やかな火山活動で、富士山のような成層火山となって、標高2500mに達し、その後、赤城山は活動と休止を繰り返し現在の長い裾野を作り山頂部が陥没してカルデラができ、火口に水が溜まって大沼や小沼ができた」と紹介されていた。

いよいよ下山を始めた。稜線を南に緩やかに下って、進路を西向きにとり山腹を急降下して行くと鉄製の階段があった。狭い階段で手摺を両手でつかみ恐る恐る周囲を見ると断崖絶壁。階段のありがたさを肌で感じながらやっとの思いで下部に着いた。後はジグザグの道に出て危険な箇所もあったが順調に歩くことができた。

大沼の絶景を楽しんでいると湖畔の道路が見えてきた。後200mも下ればと最後の力を振り絞りながら車道を見ていると何と私たちが乗ってきたバスが横切った。5分ほどで「あかぎ広場前駐車所」に着くとほぼ同時に着いた観光組の方と「お疲れさま」と声を掛け合い最高の気分になれた。

今回は誰一人怪我もなく予定通りの5時間で歩き通すことができ紅葉ベストシーズンで最高の登山となった。

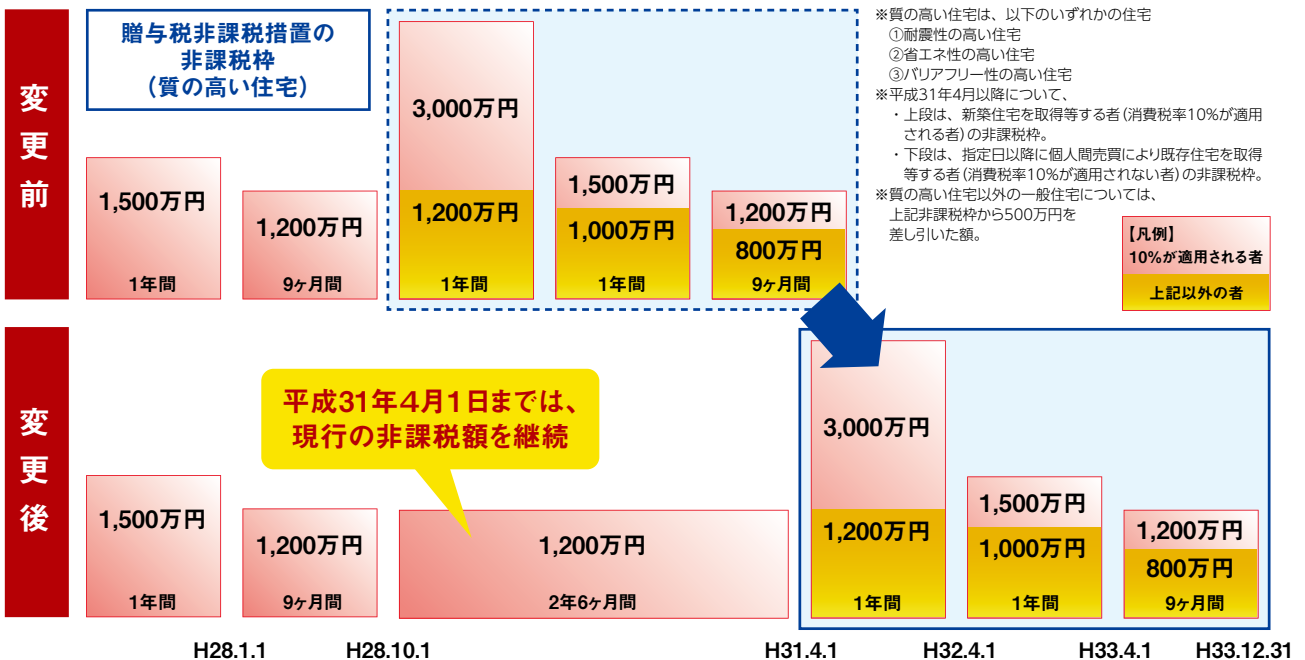
「さぬき里山会」は毎月2～3回の山行を行っている。苦しいときには声を掛け合うことで絆が深まってきたと確信している。

どのような仕事であっても一人の力は弱いもの、多くの仲間と力を合わせることで成果も上がるし生きがいを感じることができると登山で養った体験を生かしたいものだ。

# 消費税率引上げ時期変更後の住宅対策について

		H28				H29				H30				H31				H32				H33																	
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10										
引上げ時期変更前	消費税率引上げ													(10月1日) 経過措置指定日 (8%適用期限)													(4月1日) 税率引上げ (10%)												
	住宅ローン減税	控除対象借入限度額:長期優良住宅・低炭素住宅5,000万円、一般住宅4,000万円																																					
	すまい給付金	給付額:最大30万円 (収入額の目安510万円以下)				給付額:最大50万円 (収入額の目安775万円以下)まで拡充																																	
	贈与税非課税措置	非課税枠:1,200万円 (下図参考)				非課税枠:最大3,000万円まで拡充(下図参考)																																	

		H28				H29				H30				H31				H32				H33																	
		1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10										
引上げ時期変更後	消費税率引上げ													(4月1日) 経過措置指定日 (8%適用期限)													(10月1日) 税率引上げ (10%)												
	住宅ローン減税	控除対象借入限度額:長期優良住宅・低炭素住宅5,000万円、一般住宅4,000万円																																					
	すまい給付金	給付額:最大30万円(収入額の目安510万円以下)												給付額:最大50万円 (収入額の目安775万円以下)まで拡充																									
	贈与税非課税措置	非課税枠:1,200万円(下図参考)												非課税枠:最大3,000万円まで拡充(下図参考)																									





# 住宅ローン減税、すまい給付金等について

## (消費税率引上げ時期の変更に伴う措置)

住宅ローン減税の拡充等の措置の適用期限を平成31年6月末から2年半延長し、平成33年12月31日までとするとともに、一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金)について、住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が10%である場合の措置の導入時期を2年半延期した上で、その適用時期を平成31年6月末から2年半延伸し、平成33年12月31日までとする。

### 住宅ローン減税

- 住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1%を所得税(一部、翌年の住民税※1)から10年間控除する制度。
- 自らが居住する住宅の取得に際して消費税率8%または10%が適用される方に対し、所得税額からの控除限度額等を拡充し、平成33年12月の入居まで適用。

	控除対象 借入限度額 ※3	控除率	控除期間	所得税からの 控除限度額 ※3	住民税からの 控除上限額
消費税率8% または10%の場合	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	400万円 (500万円)	13.65万円/年
上記以外の場合 ※2	2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	200万円 (300万円)	9.75万円/年

※1 前年分の所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税から控除

※2 個人間(媒介)の既存住宅売買(消費税が非課税)の場合等

※3 ( )内は長期優良住宅・低炭素住宅の場合

※このほか、現金購入者向けの投資型減税や、リフォーム減税がある。

### すまい給付金

- 引上げ後の消費税率が適用される方のうち、比較的所得が低いため住宅ローン減税の拡充措置を講じても効果が限定的な方に対し、その所得に応じて、税率8%時に最大30万円、税率10%時に最大50万円を給付する制度。
- 平成33年12月の入居まで適用。

#### 【消費税率8%の場合】

収入額の目安※	給付額
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
475万円超510万円以下	10万円

#### 【消費税率10%の場合】

収入額の目安※	給付額
450万円以下	50万円
450万円超525万円以下	40万円
525万円超600万円以下	30万円
600万円超675万円以下	20万円
675万円超775万円以下	10万円

※実際の給付額は、市区町村が発行する課税証明書の住民税(都道府県)所得割額に基づき決定

# 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について (消費税率引上げ時期の変更に伴う措置)

住宅取得に係る消費税負担増を緩和するための以下の措置について、住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が10%である場合の措置の導入時期を2年半延期する等の所要の措置を講じた上で、その適用時期を平成31年6月末から2年半延伸し、平成33年末までとする。

1. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が10%である場合の措置の導入時期を2年半延期する等の所要の措置を講じた上で、その適用時期を平成31年6月末から2年半延伸し、平成33年末までとする。

契約年	消費税率10%が適用される方		左記以外の方(※1)	
	質の高い住宅(※2)	左記以外の住宅(一般)	質の高い住宅	左記以外の住宅(一般)
平成28年1月 ～31年3月			1,200万円	700万円
平成31年4月 ～32年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成32年4月 ～33年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成33年4月 ～33年12月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

(※1) 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により既存住宅を取得した方。

(※2) 質の高い住宅とは、①省エネルギー性の高い住宅(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上)、②耐震性の高い住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物)、③バリアフリー性の高い住宅(高齢者等配慮対策等級3以上)のいずれかの性能を満たす住宅

(※3) 東日本大震災の被災者に適用される非課税限度額は以下のとおり。

・平成28年10月～29年9月に契約を行い、かつ消費税率10%が適用される方：質の高い住宅：3,000万円、左記以外の住宅(一般)：2,500万円

・その他の期間に契約を行う方：質の高い住宅：1,500万円、左記以外の住宅(一般)：1,000万円

また、床面積の上限要件(240㎡)は引き続き課さない。

(※4) 平成28年9月以前に「左記以外の方」欄の非課税限度額の適用を受けた方は、再度「消費税率10%が適用される方」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

2. 親の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置について、適用期限を平成33年12月31日まで延長。



# 協会の動き

H28年10月1日～H28年11月30日

## 10月

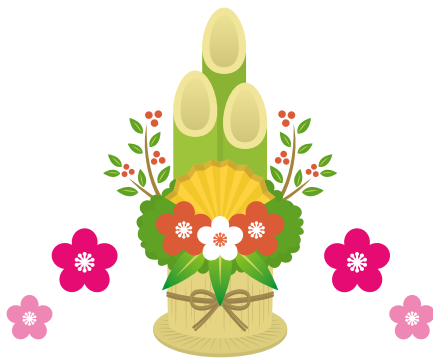
- 5 (水) 不動産取引に係る相談業務における意見交換会
- 16 (日) 宅地建物取引士資格試験
- 20 (木) 平成28年度中間監査会  
入会審査委員会・執行役員会
- 26 (水) 理事会・幹事会

## 11月

- 9 (水) 宅地建物取引士法定講習
- 13 (日) 不動産コンサルティング技能試験
- 17 (木) 入会審査委員会・執行役員会
- 22 (火) 全宅連中国・四国地区連絡会 研修会
- 24 (木) 新規開業予定者支援セミナー

地区数	会員数			準会員 (支店等)
	法人	個人	合計	
高松西	64	16	80	6
高松北	67	21	88	5
高松光洋	54	16	70	4
高松東部	74	23	97	5
高松栗林	36	11	47	2
高松南	72	28	100	20
高南	57	28	85	1
大川	27	26	53	1
坂出	45	28	73	4
丸亀	76	39	115	9
仲多度	33	23	56	0
三観	74	54	128	2
合計	679	313	992	59

(平成28年11月30日現在)



### 【表紙写真】

次屋 健 (語りかける風景) 第202号

「初日の出 五色の峰に 燦然と」

2017年(平成29年)明けましておめでとう御座います。瀬戸内海は多島海で多くの島が点在する、風光明媚な土地がらである。

海に沈む美しい夕陽や夕焼けも絶えず見ることができる。運がよければ瀬戸大橋の列車が走る高架の下に、ダルマ夕陽を見ることが出来る。線路の下の海面に映るダルマは、長い島国の日本でもここしか無いとか？

全国からダルママニアが集まり、狭い道路が交通マヒすることもある。

何時の時代も激動なのだ、さあ元気で新しい年に向かって船出しよう。

坂出湾から五色台を望む

### おとり広告は宅建業法ならびに 広告規約違反で罰せられます

取引する意思のない物件や取引することのできない物件について広告を行うことは「おとり広告」として宅建業法ならびに不動産表示規約で禁止されております。

最近、マスコミ等でも「おとり広告」のことが取り上げられ、消費者庁、不動産公取協も監視を強めております。

すでに成約に至った物件に関しては、速やかに広告媒体からの削除頂くとともに、価格等表示項目に関しては事実と相違ないように掲載頂きますようお願い致します。

平成28年12月15日発行 (第202号)

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会  
会 長 日 下 雅 彦

編集人 総務・財務委員会  
委 員 長 松 原 典 士  
副 委 員 長 塩 崎 孝 博

高松市松福町1-10-5 (香川県不動産会館)

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

http://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

## 国土利用計画法の届出について

国土利用計画法第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は契約締結後2週間以内に、市町の長を経由して香川県知事（高松市の場合は高松市長）に対し、利用目的、取引価格等を届け出なければならないとする土地取引規制制度を定めています。

### 届出の必要な面積（香川県内の場合）

- 都市計画区域内 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

\*届出用紙は香川県ホームページからも入手可能です。

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyoto/dokede/tochi.htm>

宅地建物取引業者が無届の取引により国土法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事による指示や業務停止の対象になる場合もございます。

また、本制度は重要事項説明の説明項目にもなっておりますので、併せてご注意ください。

### 届出先

#### ●高松市

高松市 都市整備部 都市計画課  
TEL 087-839-2455

#### ●香川県（高松市を除く）

香川県 環境森林部 環境政策課  
総務・土地利用計画グループ  
TEL 087-832-3210

## 平成28年度 宅地建物取引士資格試験結果

10月16日、平成28年度の宅地建物取引士資格試験が実施された。

結果は以下のとおりである。

- 試験日 平成28年10月16日(日)
- 結果内訳

	全 国	香 川 県
申 込 者 数	245,742名	1,433名
受 験 者 数	198,375名	1,135名
受 験 率	80.7%	79.2%
合 格 者 数	30,589名	166名
合 格 率	15.4%	14.6%

- 合否判定基準

50問中35問以上正解した者

（登録講習修了者は45問中30問以上正解した者）

## 平成28年度 不動産コンサルティング技能試験結果

平成28年度の不動産コンサルティング技能試験が11月13日に実施された。

結果は以下のとおりである。

- 試験日 平成28年11月13日(日)
- 結果内訳

	全 国	高 松
受 験 予 定 者 数	1,577名	41名
受 験 者 数	1,304名	33名
受 験 率	82.7%	80.5%

- 合格発表

平成29年1月13日(金)

